

第 号

認 証 書

事業者名

道路運送車両法第80条の規定により、下記のとおり自動車分解整備事業の認証をする。

記

1. 認 証 番 号 第 号
2. 事業場の名称
3. 事業場の所在地
4. 自動車分解整備事業の種類
普通自動車分解整備事業
小型自動車分解整備事業
5. 対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類
普通自動車(中型)
普通自動車(小型)
普通自動車(乗用)
小型四輪自動車
小型三輪自動車
小型二輪自動車
軽自動車

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇

印

第 号

認 証 書

事業者名

道路運送車両法第80条の規定により、下記のとおり自動車特定整備事業の認証をする。

記

1. 認 証 番 号 第 号
2. 事 業 場 の 名 称
3. 事 業 場 の 所 在 地
4. 自動車特定整備事業の種類
普通自動車特定整備事業
小型自動車特定整備事業
5. 対象とする整備の種類、対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類
普通自動車（大型）（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
普通自動車（中型）（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
大型特殊自動車
普通自動車（小型）（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
普通自動車（乗用）（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
小型四輪自動車（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
小型三輪自動車（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
小型二輪自動車
軽自動車（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇

印